

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

### 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

#### 第二章 使用の許可及び届出並びに販売、賃貸及び廃棄の業の許可

##### （使用の許可）

第三条 放射性同位元素（次条第一項に規定する表示付放射性同位元素装備機器に装備されているもの及び密封されたもので同項の政令で定める数量以下のものを除く。）又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所
- 五 放射性同位元素又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(使用の届出)

第三条の二 表示付放射性同位元素装備機器(第十二条の四第二項の規定により表示が付されている放射性同位元素装備機器をいう。

以下同じ。)又は密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のもの(以下次項までにおいて単に「密封された放射性同位元素」という。)を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、表示付放射性同位元素装備機器を使用する場合にあつては表示付放射性同位元素装備機器の承認番号(当該放射性同位元素装備機器に係る第十二条の二第一項の承認の番号をいう。次項において同じ。)及び台数、使用の場所並びに当該表示付放射性同位元素装備機器を設置する施設(以下単に「機器設置施設」という。)の位置、構造及び設備その他文部科学省令で定める事項を、密封された放射性同位元素を使用する場合にあつては密封された放射性同位元素の種類及び数量、使用の場所並びに貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力その他文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者(以下「届出使用者」という。)は、同項の規定により届け出た事項のうち、表示付放射性同位元素装備機器の承認番号若しくは台数、使用の場所若しくは機器設置施設の位置、構造若しくは設備又は密封された放射性同位元素の種類若しくは数量、使用の場所若しくは貯蔵施設の位置、構造、設備若しくは貯蔵能力を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 前項に定めるもののほか、届出使用者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(販売及び賃貸の業の許可)

第四条 放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 放射性同位元素の種類
- 三 販売所又は賃貸事業所の所在地
- 四 放射性同位元素の詰替をする施設(以下単に「詰替施設」という。)の位置、構造及び設備
- 五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- 六 廃棄施設の位置、構造及び設備

(廃棄の業の許可)

第四条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃棄事業所の所在地

三 廃棄の方法

四 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをする施設(以下「廃棄物詰替施設」という。)の位置、構造及び設備

五 放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染された物を貯蔵する施設(以下「廃棄物貯蔵施設」という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

(欠格条項)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前三号のいずれかに該当する者のあるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項の許可を与えないことができる。

一 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの

二 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前号に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条 文部科学大臣は、第三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置による放射線障害のおそれがないこと。

(販売及び賃貸の業の許可の基準)

第七条 文部科学大臣は、第四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 詰替施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 四 その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。
- (廃棄の業の許可の基準)

第七条の二 文部科学大臣は、第四条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 四 その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害のおそれがないこと。

(許可の条件)

第八条 第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、放射線障害を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(許可証)

第九条 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 使用の目的
- 四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射線発生装置の種類、台数及び性能
- 五 使用の場所
- 六 貯蔵施設の貯蔵能力
- 七 許可の条件

3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 放射性同位元素の種類
- 四 販売所又は賃貸事業所の所在地

- 五 貯蔵施設の貯蔵能力
- 六 許可の条件
- 4 第四条の二第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならない。
  - 一 許可の年月日及び許可の番号
  - 二 氏名又は名称及び住所
  - 三 廃棄事業所の所在地
  - 四 廃棄の方法
  - 五 廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力
  - 六 許可の条件
- 5 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。  
(使用施設等の変更)
- 第十条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 許可使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更(第六項の規定に該当するものを除く。)をしようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が文部科学省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。
- 4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする許可使用者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。
- 5 許可使用者は、第二項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、許可証を添えてその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 許可使用者は、政令で定める数量以下の密封された放射性同位元素を、非破壊検査その他政令で定める目的のため一時的に使用する場合において、第三条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。  
(詰替施設等の変更)
- 第十一条 第四条第一項の規定により販売の業の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)(及び賃貸の業の許可を受けた者(以下「賃貸業者」という。))は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

- 2 販売業者及び賃貸業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。
- 4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする販売業者及び賃貸業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。

(廃棄施設等の変更)

- 2 第十一条の二 第四条の二第一項の許可を受けた者(以下「廃棄業者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、文部科学省令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、その届出の際に、許可証を文部科学大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 廃棄業者は、第四条の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 3 第七条の二及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。
- 4 第二項の規定により変更の許可を受けようとする廃棄業者は、その変更の許可の申請の際に、許可証を文部科学大臣に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 許可使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

第二章の二 放射線障害防止機構に係る設計の承認等

(放射線障害防止機構に係る設計の承認)

第十二条の二 販売業者及び賃貸業者は、放射性同位元素装備機器を販売し、又は賃貸しようとするときは、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器における放射線障害防止のための機構(第三項及び第十二条の四において「放射線障害防止機構」という。)に係る設計について、文部科学大臣の承認を受けることができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 第四条第一項の許可の年月日及び許可の番号
- 3 前項の申請書には、放射線障害防止機構に係る設計、放射性同位元素装備機器の構造図その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

(承認の基準)

第十二条の三 文部科学大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る設計が、政令で定めるしやへいその他の放射線障害の防止のための設計に関する技術上の基準に適合していると認めるときは、承認をしなければならない。

(機構確認の表示等)

第十二条の四 販売業者及び賃貸業者は、放射性同位元素装備機器の第十二条の二第一項の承認を受けた設計による放射線障害防止機構について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣が個々に行う確認(以下単に「機構確認」という。)を受けることができる。

2 文部科学大臣は、機構確認の申請があつた場合において、当該申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構の構造、材料及び性能(以下この項において単に「構造等」という。)が第十二条の二第一項の承認を受けた設計に係る放射線障害防止機構の構造等と同一であると認めるときは、機構確認がされたものとし、当該放射性同位元素装備機器に、文部科学省令で定めるところにより、その旨の表示を付するものとする。

3 前項の表示の有効期間は、文部科学大臣の定める期間とする。

第十二条の五 前条第二項の規定による機構確認がされた放射性同位元素装備機器以外の機器には、同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十二条の六 表示の有効期間の更新を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認を受けなければならない。(承認の取消し)

第十二条の七 文部科学大臣は、第十二条の二第一項の承認を受けた販売業者又は賃貸業者が次の各号の一に該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により第十二条の二第一項の承認を受けたとき。

二 第十二条の五の規定に違反したとき。

第三章 使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者等の義務

(施設検査)

第十二条の八 許使用者(第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。)は、使用施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「使用施設等」という。)を設置したとき、又は第十条第二項の許可を受けて使用施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該使用施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。

2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。以下この項における賃貸業者について同じ。)及び賃貸業者は、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「詰替施設等」という。)を設置したとき、又は第十一条第二項の許可を受けて詰替施設等の位置、構造若しくは設備若しくは貯蔵施設の貯蔵能力の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該詰替施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該詰替施設等を使用してはならない。

3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設若しくは廃棄施設(以下次条までにおいて「廃棄物詰替施設等」という。)を設置し

たとき、又は第十一条の二第二項の許可を受けて廃棄物詰替施設等の位置、構造若しくは設備の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該廃棄物詰替施設等について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該廃棄物詰替施設等を使用してはならない。

- 4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「施設検査」という。)において、使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変更が第三条第一項、第四条第一項若しくは第四条の二第二項の許可又は第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の変更の許可の内容(第八条第一項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件を含む。)に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

- 第十二条の九 許可使用者(第三条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設又は放射線発生装置を使用するものに限る。)は、使用施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。

- 2 販売業者(第四条第一項の許可に係る貯蔵施設の貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用するものに限る。以下この項における賃貸業者について同じ。)及び賃貸業者は、詰替施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。

- 3 廃棄業者は、廃棄物詰替施設等について、文部科学省令で定めるところにより、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の検査を受けなければならない。

- 4 前三項の規定による検査(第四十一条の九、第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「定期検査」という。)は、当該使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等がそれぞれ第六条第一号から第三号まで、第七条第一号から第三号まで又は第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(使用施設等の基準適合義務)

- 第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 届出使用者は、その貯蔵施設又は機器設置施設の位置、構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 3 販売業者及び賃貸業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

- 4 廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条の二第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 文部科学大臣は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

2 文部科学大臣は、貯蔵施設又は機器設置施設の位置、構造又は設備が前条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、貯蔵施設又は機器設置施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者又は賃貸業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条の二第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。

(使用の基準)

第十五条 許可使用者及び届出使用者(以下「使用者」という。)は、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(詰替えの基準)

第十六条 許可使用者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項において同じ。)、届出使用者(同条第五号又は第六号に該当するものを含む、密封された放射性同位元素で政令で定める数量以下のものを使用するものに限る。次項において同じ。)、販売業者(同条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。)、賃貸業者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。)、及び廃棄業者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。))は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをする場合においては、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えに関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可使用者、届出使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、詰替えの停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(保管の基準)

第十七条 使用者(第三十条第四号から第六号までの一に該当するものを含む。次項から第十九条の二まで及び第三十条の二において同じ。)、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を保管する場合において

は、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬の基準)

第十八条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所(使用者にあつては使用施設、貯蔵施設、機器設置施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、販売業者及び賃貸業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所又は賃貸事業所、廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)において運搬する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

第十八条の二 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」という。)は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令。次項において同じ。)で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は国土交通大臣の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の承認を受けることができる。この場合において、文部科学大臣の承認を受けた容器(第四十一条の十において「承認容器」という。)については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、文部科学大臣又は国土交通大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、放

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合には、第五項の規定により届け出たところに従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、内閣府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従つて（第六項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出及び第六項の指示に関し必要な都道府県公安委員会との連絡については、政令で定める。

#### （廃棄の基準）

第十九条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、廃棄の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

#### （廃棄に関する確認）

第十九条の二 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において廃棄する場合には、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に適合することについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

#### （測定）

第二十条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。）、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、前二項の測定の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

（放射線障害予防規定）

第二十一条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害を防止するため、文部科学省令で定めるところにより、放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を開始する前に、放射線障害予防規定を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、放射線障害を防止するために必要があると認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。

（教育訓練）

第二十二条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設（政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを設置する施設を除く。）、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害予防規定の周知その他を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

（健康診断）

第二十三条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、健康診断を行わなければならない。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十四条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設への立入りの制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

（記帳義務）

第二十五条 使用者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
  - 二 放射線発生装置の使用に関する事項
  - 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
  - 四 その他放射線障害の防止に関し必要な事項
- 2 販売業者及び賃貸業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、賃貸、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 3 廃業者は、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保管又は廃棄に関する事項及び第一項第四号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 4 前三項の帳簿は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(許可の取消し等)

第二十六条 文部科学大臣は、許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三条第一項、第四条第一項若しくは第四条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸若しくは放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 第八条第一項(第十条第三項、第十一条第三項及び第十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の条件に違反した場合
- 三 第十条第二項、第十一条第二項又は第十一条の二第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更した場合
- 三の二 第十条第五項又は第六項の規定により届け出なければならない事項を届け出ないで変更した場合
- 三の三 第十二条の八第一項から第三項まで又は第十二条の九第一項から第三項までの規定に違反した場合
- 三の四 第十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反した場合
- 四 第十四条第一項、第三項又は第四項の規定による命令に違反した場合
- 五 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合
- 五の二 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合
- 五の三 第十八条の二第二項又は第十九条の二の規定に違反した場合
- 六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合
- 七 第二十九条第一号、第三号、第四号若しくは第五号又は第三十条第一号若しくは第三号の規定に違反した場合

八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合  
九 第三十八条の規定による命令に違反した場合

2 文部科学大臣は、届出使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一年以内の期間を定めて放射性同位元素の使用の停止を命ずることができる。

一 第三条の二第二項の規定により届け出なければならぬ事項を届け出ないで変更した場合

一の二 第十三条第二項の規定に違反した場合

二 第十四条第二項の規定による命令に違反した場合

三 第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の技術上の基準に違反した場合

三の二 第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した場合

三の三 第十八条の二第二項又は第十九条の二の規定に違反した場合

四 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条第一項若しくは第四項の規定に違反した場合

五 第二十九条第二号又は第三十条第二号の規定に違反した場合

六 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

七 第三十八条の規定による命令に違反した場合

(使用の廃止等の届出)

第二十七条 前条第一項に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者がその業を廃止したときは、その使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可は、その効力を失う。

3 使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破算管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)

第二十八条 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者は、文部科学省令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若し

くは販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日又は使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、若しくは法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならぬ。

3 文部科学大臣は、第一項に規定する者の講じた措置で適切でないとき、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(譲渡し、譲受け等の制限)

第二十九条 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、譲り受け、貸し付け、又は借り受けてはならない。

一 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

二 届出使用者がその届け出た表示付放射性同位元素装備機器に装備されている若しくは装備されていた放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、若しくはその届け出た表示付放射性同位元素装備機器に装備される放射性同位元素を譲り受け、若しくは借り受ける場合又はその届け出た種類の放射性同位元素を、他の使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、若しくはその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、他の販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

四 賃貸業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、輸出し、使用者、販売業者、他の賃貸業者若しくは廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

五 廃棄業者が使用者、販売業者、賃貸業者若しくは他の廃棄業者に譲り渡し、若しくは貸し付け、又はその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受け、若しくは借り受ける場合

六 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合

七 第二十七条第一項の規定により届出をしななければならぬ者が放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合

八 第二十七条第三項の規定により届出をしななければならぬ者が、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日にその使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が所有していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に譲り渡す場合  
(所持の制限)

第三十条 放射性同位元素は、法令に基づく場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 許可使用者、販売業者又は賃貸業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合又はその届け出た表示付放射性同位元素装備機器に装備されている放射性同位元素を所持する場合（当該表示付放射性同位元素装備機器に係る第十二条の四第三項の表示の有効期間の経過時に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合を含む。）

三 廃棄業者がその許可証に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

四 第二十六条第一項の規定により許可を取り消された許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

五 第二十七条第一項の規定により届出をしななければならない者が放射性同位元素の使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

六 第二十七条第三項の規定により届出をしななければならない者が、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が死亡し、又は法人である使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者が解散した日に使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が所持していた放射性同位元素を、文部科学省令で定めるところにより、所持する場合

七 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

八 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合  
（海洋投棄の制限）

第三十条の二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者が第十九条の二の規定による確認を受けた場合

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

2 前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

（取扱いの制限）

第三十一条 何人も、次の各号のいずれかに該当する者に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱いをさせてはならない。

一 十八歳未満の者

- 二 心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として文部科学省令で定めるもの
- 2 何人も、前項各号のいずれかに該当する者に放射線発生装置を使用させてはならない。
- 3 前二項の規定は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三三号)により免許を受けた准看護師その他の文部科学省令で定める者については、適用しない。

(事故届)

第三十二条 使用者等は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、文部科学省令(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬(船舶又は航空機による運搬を含む。))に係る場合にあつては、文部科学省令又は国土交通省令。第三項において同じ。)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文部科学大臣(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬(船舶又は航空機による運搬を含む。))に係る場合にあつては、文部科学大臣又は国土交通大臣。次項において同じ。)に届け出なければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第四章 放射線取扱主任者

(放射線取扱主任者)

第三十四条 使用者(政令で定める表示付放射性同位元素装備機器のみを使用する者を除く。以下この章において同じ。)、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、文部科学省令で定める区分により、次条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。この場合において、放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造所において使用するときは薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、文部科学省令で定めるところにより、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 放射線取扱主任者免状は、第一種放射線取扱主任者免状及び第二種放射線取扱主任者免状とする。

2 第一種放射線取扱主任者免状は、文部科学大臣の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣の行う講習を修了した者に対し交付する。

3 第二種放射線取扱主任者免状は、政令で定める区分に応じ、文部科学大臣の行う放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣の行う講習を修了した者又は文部科学大臣の行う講習のみを修了した者に対し交付する。

4 文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

5 文部科学大臣は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の放射線取扱主任者試験の課目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目、第二項及び第三項の講習の課目、受講手続その他の講習の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付、再交付及び返納に関する手続は、文部科学省令で定める。

(放射線取扱主任者の義務等)

第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(研修の指示)

第三十六条の二 文部科学大臣は、放射線障害の防止のために必要があると認めるときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、期間を定めて、放射線取扱主任者に文部科学大臣の行う研修を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の指示を受けた使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者は、当該指示に係る期間内に、その選任した放射線取扱主任者に研修を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、研修の課目その他研修について必要な事項は、文部科学省令で定める。

(放射線取扱主任者の代理者)

第三十七条 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合において、その職務を行うことができない期間中放射性同位元素若しくは放射線発生装置を使用し、放射性同位元素若

しくは放射性同位元素によつて汚染された物の詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄しようとするときは、その職務を代行させるため、文部科学省令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理人を選任しなければならぬ。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理人の資格に準用する。

3 使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者は、放射線取扱主任者の代理人を選任したときは、文部科学省令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理人は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)

第三十八条 文部科学大臣は、放射線取扱主任者又はその代理人が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理人の解任を命ずることができる。

第五章 指定機構確認機関等

(指定機構確認機関の指定等)

第三十九条 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定機構確認機関」という。)に、第十二条の四第一項及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二条の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がされた旨)の表示を付することを含む。以下同じ。)を行わせることができる。

2 指定機構確認機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号の一に該当する者は、指定機構確認機関の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当する者があるもの

4 文部科学大臣は、第二項の申請が文部科学省令で定める技術的能力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(機構確認の義務等)

第四十条 指定機構確認機関は、機構確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、機構確認を行わなければならない。

2 指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、文部科学省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。(業務規定)

第四十一条 指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けな

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不相当となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条の二 指定機構確認機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画の認可等)

第四十一条の三 指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならない。

(機構確認員の選任及び解任)

第四十一条の四 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、機構確認員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないとき、指定機構確認機関に対し、当該機構確認員の解任を命ずることができる。

(指定機構確認機関の役員及び職員地位)

第四十一条の五 指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第四十一条の六 文部科学大臣は、指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、指定機構確認機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三の規定に違反したとき。

三 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらないで機構確認を行ったとき。

四 第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け等)

第四十一条の七 指定機構確認機関は、文部科学省令で定めるところにより、機構確認の業務に関する事項で文部科学省令で定めるところを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(文部科学大臣による機構確認)

第四十一条の八 文部科学大臣は、第三十九条第一項の規定により指定機構確認機関の指定をしたときは、機構確認を行わないものとする。

2 文部科学大臣は、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の六第二項の規定により指定機構確認機関に対し機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定機構確認機関が天災その他の事由により機構確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、機構確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 文部科学大臣が前項の規定により機構確認の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の六の規定により指定機構確認機関の指定を取り消された場合における機構確認の業務の引継ぎその他の必要な事項については、文部科学省令で定める。

(指定検査機関の指定等)

第四十一条の九 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、施設検査及び定期検査を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、施設検査及び定期検査を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から前条までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定検査機関」と、「機構確認」とあるのは「施設検査及び定期検査」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

(指定運搬物確認機関の指定等)

第四十一条の十 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬物確認機関」という。)に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬物については、運搬する物に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。)を行わせることができる。

2 指定運搬物確認機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による

運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替えるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第四十一条の十一 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬方法確認機関」という。)に、第十八条の二第二項の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるもの(次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。)を行わせることができる。

2 指定運搬方法確認機関の指定は、国土交通省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬方法確認機関」と、「文部科学大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「文部科学省令」とあるのは「国土交通省令」と、「機構確認」とあるのは「運搬方法確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬方法確認員」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の指定等)

第四十一条の十二 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第三十五条第二項及び第三項の規定による放射線取扱主任者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣は、第二項の申請が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行されることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第四十一条の十八において準用する第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があるこ

と。

(指定試験機関の役員を選任及び解任)

第四十一条の十三 指定試験機関の役員を選任及び解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第四十一条の十五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(放射線取扱主任者試験委員)

第四十一条の十四 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、放射線取扱主任者試験委員(次項から第四項まで及び第四十一条の十六において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 文部科学大臣は、試験委員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第四十一条の十五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(次項及び第三項並びに第四十一条の十八において「試験事務規程」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令で定める。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第四十一条の十六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第四十一条の十七 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(準用)

第四十一条の十八 第四十一条の二、第四十一条の三及び第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは、「指定試験機関」と、「機構確認の業務」とあるのは「試験事務」と、「業務規定」とあるのは「試験事務規程」と、「機構確認を」とあるのは「試験事務を」と、第四十一条の六第一項中「第三十九条第三項第一号又は第三号」とあるのは「第四十一条の十二第四項各号(第四号を除く。)(の一」と、同条第二項第一号中「第三十九条第四項の基準」とあるのは「第四十一条の十二第三項各号」と、同条第二号中「第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の十八において準用する第四十一条の二若しくは第四十一条の三又は第四十一条の十四第一項から第三項まで」と、同条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「第四十一条の十五第一項」と、同条第四号中「第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項」とあるのは「第四十一条の十三第二項、第四十一条の十四第四項、第四十一条の十五第三項又は第四十一条の十七」と読み替えるものとする。

(指定講習機関の指定等)

第四十一条の十九 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定講習機関」という。)に、第三十五条第二項及び第三項の規定による講習(次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において単に「講習」という。)並びに第三十六条の二第一項の規定による研修(次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において単に「研修」という。)を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、文部科学省令で定めるところにより、講習及び研修を行うおとする者の申請により行う。

3 第三十九条第三項及び第四項、第四十一条から第四十一条の三まで並びに第四十一条の五から第四十一条の八までの規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定講習機関」と、「機構確認」とあるのは「講習及び研修」と、第四十一条の六第二項第二号中「第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三」とあるのは「第四十一条の十九において準用する第四十一条の二又は第四十一条の三」と、同条第四号中「第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項」とあるのは「第四十一条の十九において準用する第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

(指定の条件等)

第四十一条の二十 この章の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

## 第六章 雑則

(報告徴収)

第四十二条 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定)の施行に必要な限度で、文部科学省令、国土交通省令又は内閣府令で定めるところにより、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

- 2 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、文部科学省令又は国土交通省令で定めるところにより、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（文部科学大臣にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、国土交通大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。
- 3 文部科学大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

（放射線検査官）

- 第四十三条 文部科学省に、放射線検査官を置く。
- 2 放射線検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（立入検査）

- 第四十三条の二 文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第三十条の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

- 3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 第四十三条の三 文部科学大臣又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（文部科学大臣にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、国土交通大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（聴聞の特例）

- 第四十四条 文部科学大臣は、第二十六条の規定による使用、販売、賃貸又は廃棄の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十二条の七、第二十六条、第三十五条第五項又は第四十一条の六第二項（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四

十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七條第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立て等)

第四十五條 この法律(第三十五條第二項から第四項までを除く。次項において同じ。)の規定による指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関又は指定試験機関の処分不服がある者は、文部科学大臣(指定運搬方法確認機関の処分に係るものにあつては、国土交通大臣)に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 この法律の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定(前項の規定により審査請求をすることができない処分にあつては、審査請求に対する裁決)を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

(公示)

第四十五條の二 文部科学大臣又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二條の二第一項の規定による承認をしたとき。

二 第十二條の七の規定による承認の取消しをしたとき。

三 第三十九條第一項、第四十一條の九第一項、第四十一條の十第一項、第四十一條の十一第一項、第四十一條の十二第一項又は第四十一條の十九第一項の規定による指定をしたとき。

四 第四十一條の二(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定による許可をしたとき。

五 第四十一條の六(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

六 第四十一條の八第二項(第四十一條の九第三項、第四十一條の十第三項、第四十一條の十一第三項、第四十一條の十八及び第四十一條の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、文部科学大臣若しくは国土交通大臣が機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務若しくは講習及び研修の業務(文部科学大臣にあつては運搬方法確認の業務以外の業務、国土交通大臣にあつては運搬方法確認の業務)の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又はこれらの規定により文部科学大臣若しくは国土交通大臣が自ら行つていたこれらの業務を行わないこととしたとき。

(経過措置)

第四十五條の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的

に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(協議)

第四十六条 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可をし、第十二条の二第一項の承認をし、第十二条の七の承認の取消しをし、第十四条の規定により命令を発し、又は第二十六条の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項に関し特に調査する必要があると認めるときは、使用者(第三條第一項の許可の申請者を含む。)、販売業者(第四条第一項の規定による販売の業の許可の申請者を含む。)、賃貸業者(第四条第一項の規定による賃貸の業の許可の申請者を含む。)(若しくは廃棄業者(第四条の二第一項の許可の申請者を含む。))から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者、販売業者、賃貸業者若しくは廃棄業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第四十三条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 文部科学大臣は、第六条第一号から第三号まで、第七条第一号から第三号まで、第七条の二第一号から第三号まで、第十三条第二項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条及び第二十四条の文部科学省令を制定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(連絡)

第四十七条 文部科学大臣は、第三条の二第一項又は第二項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係行政機関の長に連絡しなければならない。

2 文部科学大臣は、第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可をし、第二十六条の規定により処分をし、又は第三条の二、第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の二第一項若しくは第二十七条第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会、海上保安庁長官又は消防庁長官に連絡しなければならない。

(労働安全衛生法との関係等)

第四十八条 この法律の規定は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についてその権限を行使することを妨げるものと解してはならない。

2 厚生労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があると認める場合においては、文部科学大臣に勧告することができる。

(手数料の納付)

第四十九条 第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第十一条の二第二項の許可、第十二条の二第一項の承認、機構確認(指定機構確認機関の行うものを除く。)、施設検査(指定検査機関の行うものを除く。)、定期検査(指定検査機関の行うものを除く。)、第十八条の二第二項の確認(指定運搬物確認機関の行う承認容器による運搬物に係る確認

及び指定運搬方法確認機関の行う運搬方法確認を除く。）、同条第三項の承認、放射線取扱主任者試験、講習（指定講習機関の行うものを除く。）、放射線取扱主任者免状の交付若しくは再交付又は研修（指定講習機関の行うものを除く。）を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関の行う放射線取扱主任者試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関）に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

（国に対する適用）

第五十条 この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

## 第七章 罰則

第五十一条 放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

4 前三項の規定に当たる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に從う。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の許可を受けないで同項に規定する放射性同位元素又は放射線発生装置を使用した者

二 第四条第一項の許可を受けないで放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸した者

三 第四条の二第一項の許可を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を業として廃棄した者

四 第二十六条第一項の規定による使用、販売、賃貸又は廃棄の停止の命令に違反した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第五項の規定に違反した者

二 第十条第二項の規定による許可を受けないで第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一条第二項の規定による許可を受けないで第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第十一条の二第二項の規定による許可を受けないで第四条の二第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

五 第十二条の八第一項、第二項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した者

- 五の二 第三十条の二第一項の規定に違反した者(第五十三条の四に規定する者を除く。)
- 六 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
- 第五十三条の二 第四十一条の十六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条の三 第四十一条の六第二項(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。 )の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十三条の四 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。)において第三十条の二第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。
- 第五十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する放射性同位元素を使用した者
  - 二 第八条第一項(第十条第三項、第十一条第三項及び第十二条の二第三項において準用する場合を含む。 )の条件に違反した者
  - 三 第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
  - 四 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者
  - 四の二 第十八条の二第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した者
  - 四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者
  - 五 第二十六条第二項の規定による使用の停止の命令に違反した者
  - 六 第二十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者
- 第五十五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三条の二第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更した者
  - 一の二 第十条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同条第二項ただし書に規定する変更をした者
  - 二 第十条第六項の規定による届出をしないで第三条第二項第四号に掲げる事項を変更した者
  - 三 第十二条の九第一項、第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 三の二 第十八条の二第八項の規定による警察官の停止命令に従わず、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者
  - 三の三 第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十四條又は第三十六條の二第二項の規定に違反した者
  - 四 第二十五条第一項、第二項若しくは第三項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同

条第四項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

五 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十二条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十三条の二第一項又は第二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の二(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。)の許可を受けないで機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務又は講習及び研修の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十一条の七(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条、第五十三条の四、第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四条第二項又は第三十七条第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五条第五項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第三項、第十条第一項、第十一条第一項又は第十一条の二第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十条第四項、第十一条第四項又は第十一条の二第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一条第三項の規定による届出をしなかつた者

(第一審の裁判権の特例)

第六十条 第五十三条の四の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所にも属する。

第八章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)

第六十一条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長(船長に代わつてその職務を行う者を含む。)(及び違反者(当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。))に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 第五十三条(第二十條の二第一項に係る部分に限る。)、第五十三条の四、第五十五条(第四十二條第一項及び第三項並びに第四十三條の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)(又は第五十七條(第三十條の二第一項、第四十二條第一項及び第三項並びに第四十三條の二第一項及び第二項に係る部分に限る。)(の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。))に関し、て船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)(の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物(以下「押収物」という。)(は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

3 前項第二号の担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第六十二条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第六十三条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手續において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出現し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手續が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務省令への委任)

第六十四条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

(主務大臣等)

第六十五条 第六十一条から第六十三条までにおける主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

第二節 都道府県の事務等

（都道府県知事の事務）

- 第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、総務省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。
- 4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。
  - 一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
  - 二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
  - 三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。
  - 一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
  - 二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
  - 三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。
  - 一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものか

- ら同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
- 8 都道府県知事(第三十条の十三第三項に規定する委任都道府県知事を除く。)は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。
- 10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

別表第一(第三十条の七関係)

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一～五十一	(略)
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)による同法第三十五条第二項又は第三項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十三～百二十	(略)